

令和 8 年 3 月 31 日
医政地発 0331 第 2 号
原規放発第 26033129 号

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

原子力規制庁長官官房安全規制管理官（放射線規制担当）
(公 印 省 略)

「医療機関において調剤される PET 検査薬等の取扱いについて」の一部
改正について

医療機関において調剤される PET 検査薬等の取扱いについては、「医療機関において調剤される PET 検査薬等の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 28 日付け 17 科原安第 103 号・医政指発第 0928001 号文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長・厚生労働省医政局指導課長連名通知。以下「連名通知」という。）に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

令和 8 年 3 月 24 日に「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 32 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 8 年 3 月 31 日に施行予定です。改正省令の趣旨については、「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和 8 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。）において周知しているところです。

今般、公布通知において別途お示しする予定としていた改正省令による改正に伴う関係通知の改正について、別添の新旧対照表のとおり改正することとしたため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。

なお、改正後の連名通知中の「関係学会等が作成するガイドライン」については、作成され次第、追って周知する予定です。